

平成25年12月 6 日 開会

平成25年12月18日 閉会

(定例第8回)

# 南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第92号

平成25年第8回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年11月19日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成25年12月6日

2. 場 所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

白川立真君

三鴨義文君

米澤睦雄君

板井隆君

植田均君

景山浩君

杉谷早苗君

細田元教君

石上良夫君

井田章雄君

秦伊知郎君

亀尾共三君

真壁容子君

青砥日出夫君

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

平成25年 第8回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成25年12月6日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成25年12月6日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 議案第83号 南部町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第7 議案第84号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第85号 南部町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について
- 日程第9 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について  
(両長田ふれあい会館)
- 日程第10 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町立東西町コミュニティセンター)
- 日程第11 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町公民館さいはく分館)
- 日程第12 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町総合福祉センター「しあわせ」)
- 日程第13 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町介護予防拠点施設)
- 日程第14 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町高齢者自立訓練センター)
- 日程第15 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について  
(ことぶき荘)
- 日程第16 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について

(南部町森林総合利用促進施設)

- 日程第17 議案第94号 平成25年度南部町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第18 議案第95号 平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第96号 町道路線の認定について
- 日程第20 議案第97号 町道路線の変更について
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 議案第83号 南部町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第7 議案第84号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第85号 南部町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について
- 日程第9 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について  
(両長田ふれあい会館)
- 日程第10 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町立東西町コミュニティセンター)
- 日程第11 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町公民館さいはく分館)
- 日程第12 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町総合福祉センター「しあわせ」)
- 日程第13 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町介護予防拠点施設)
- 日程第14 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について  
(南部町高齢者自立訓練センター)
- 日程第15 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について  
(ことぶき荘)

日程第16 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について

(南部町森林総合利用促進施設)

日程第17 議案第94号 平成25年度南部町一般会計補正予算(第5号)

日程第18 議案第95号 平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第19 議案第96号 町道路線の認定について

日程第20 議案第97号 町道路線の変更について

---

出席議員(14名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

---

欠席議員(なし)

---

欠員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長	唯清視君	書記	岡田光政君
		書記	石谷麻衣子君
		書記	小林公葉君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	陶山清孝君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	吉原賢郎君
総務課長	加藤晃君	財政室長	三輪祐子君
企画政策課長	矢吹隆君	地域振興専門員	長尾健治君

税務課長	-----	畠	稔	明君	町民生活課長	-----	仲	田	磨理子君		
教育次長	-----	板	持	照	明君	総務・学校教育課長	----	福	田	範	史君
病院事務部長	-----	中	前	三紀夫君	健康福祉課長	-----	伊	藤	真君		
福祉事務所長	-----	頼	田	光	正君	建設課長	-----	頼	田	泰	史君
上下水道課長	-----	谷	田	英	之君	産業課長	-----	仲	田	憲	史君
監査委員	-----	須	山	啓	己君						

---

### 議長挨拶

○議長（青砥日出夫君） 平成25年12月定例議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ことしの夏は、非常に猛暑であり、35度を超える猛暑日も多くございました。また、台風が非常に猛威を振るい、10月になっても大きな勢力の台風が日本各地に大きな被害を与えました。さらに、11月には、台風がフィリピンを直撃し、瞬間風速87.5メートルを記録し、多くの方が犠牲になりました。犠牲になりました多くの方の御冥福をお祈りしたいと思います。

南部町におきましては、土石流による道路の寸断、集落の孤立、床上浸水、道路施設の大きな被害、国道180号線での土砂崩れによる閉鎖等、改めて自然災害のすさまじさ、そして日ごろからの備えの大切さを肝に銘じたところであります。

本定例会におきましては、条例制定及び一部改正、指定管理、補正予算15議案を審議いただく予定としております。

後ほど、町長から諸議案の内容につきまして説明がございましたが、提出されております諸議案に対しまして慎重審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願いするものであります。

寒さも一段と厳しさを増してまいりました。議員の皆様におかれましては、御精励賜り、町民の皆様の負託に、より応えられますようお願いを申し上げます、開会の御挨拶といたします。

---

### 町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 12月定例会の開会に臨みまして、一言御挨拶を申し上げます。

師走となりまして、いよいよ寒く、また心忙しいこのごろでございますけれども、議員各位におかれましては、平素、議員活動を通じまして町の活性化・発展に御尽瘁をいただいております、厚くお礼を申し上げます。

9月議会以降、町内では大きな事件や事故もございませんで、町政は順調に推移をしておると

いうことで御報告を申し上げる次第であります。

なお、この間、出生されたお子様が8人、9月から11月末でございますが8人、それから、お亡くなりになった方が50人ございます。それぞれの皆様の健やかなる御成長と、そして、心からなる御冥福をお祈りを申し上げる次第でございます。

本定例会におきましては、平成25年度の一般会計の補正予算初め、15議案上程をして御審議をいただくわけでございます。後ほど詳しく説明をいたしますが、いずれの議案につきましても、町政の推進にはぜひ御承認を賜りたい議案でございます。どうぞよろしくお願いを申しあげまして開会の御挨拶にかえます。

---

#### 午後1時00分開会

○議長（青砥日出夫君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成25年第8回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

11番、秦伊知郎君、12番、亀尾共三君。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、13日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、13日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

#### 日程第4 行政報告

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より報告を受けます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 行政報告を申し上げます。

鳥取県町村会と徳島県町村会が交わしました危機事象発生時相互応援協定について御報告を申し上げます。協定の締結はことしの6月の6日でしたが、先月下旬に東京で全国町村長大会があった折に、この協定を機として鳥取県町村長と徳島県町村長との交流会が行われましたので、御報告するものでございます。

この協定について御説明します。協定が結ばれた背景として鳥取県と徳島県は、平成16年に危機事象発生時における鳥取県・徳島県相互応援協定を結び、情報交換や訓練参加などを行ってききましたが、平成23年11月に未曾有の広域災害となった東日本大震災の教訓や課題を踏まえ、より実効性のある協定に進化させるため、全面的に見直し、新たな協定を結びました。これを受けて、町村レベルでも同様な協定を結び、危機的事象が発生した場合に効果的な応援が行われるようにしたものでございます。

協定については、町村単位ではなく、県町村会で調印を行っております。両県それぞれ3ブロックに分けて協定で決めた相手方のブロック単位で対応するようになっております。南部町は日吉津村、大山町、伯耆町、日南町、日野町、江府町で構成する鳥取県Aブロック、西部地区でございしますが、徳島県Aブロックの板野郡の町村である松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町と対応いたします。これらの町村は鳴門市と徳島市の間に位置をしておりまして、吉野川流域に発達した町で、ほとんどが平地であり、対照的な地形を示しております。また、人口的には9万7,000人と、鳥取県Aブロックの5万5,000人と比較すると約2倍に当たりますが、面積は小さいために人口密度では県下でトップクラスに入るという特性を持っておられます。

本町も既に佐川町、岩美町、尾道市とそれぞれ災害時相互応援協定を結んでおりますけれども、新たに広域で遠隔地の自治体と協定を結ぶことにより、その機能が評価されると期待をしているところでございます。以上でございます。

---

#### 日程第5 諸般の報告

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、諸般の報告を行います。

初めに、議長から報告をいたします。

平成25年度9月30日、鳥取県西部広域行政管理組合議会が開催されました。ごみ処理施設等調査特別委員会でございます。ごみ処理の広域化の経緯。可燃ごみ処理広域化とは、ごみ処理燃焼施設からのダイオキシン類発生の社会問題を契機に、小規模施設について一定規模以上の全連続炉への集約化・広域化を行うごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン、厚生労働省から出されておりますが、それによって広域化を図ったものでございます。その経緯等についての説明、また、平成28年度以降における西部圏域内の可燃ごみの処理計画、また、エコスラグセンターの設置目的から処理の現状、今後の見通し、エコスラグセンターを継続稼働した場合に想定される処理の状況、また、エコスラグセンターの廃止・熔融停止の検討、国の方針がダイオキシン対策から二酸化炭素排出削減にシフトしたことにつけて、そういう廃止の検討もなされております。

次に、廃止後の施設の利活用の検討、また、最終処分場につきましては、施設の現状について、また、次期最終処分場の整備方法の検討、今後想定される効果及び課題についての委員会がございました。組合設置の場合の整備案などなど、そのごみ処理施設等調査特別委員会の中で話し合いを行っております。また、参考資料も出ております。閲覧の用に供してありますので、一読をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、平成25年10月10日、25年度全国都市緑化祭が鳥取にて行われました。コカ・コーラウエストスポーツパーク鳥取県民体育館で開催されております。主催者である平井知事の挨拶に続き、秋篠宮殿下のお言葉があり、表彰が行われました。小学生による都市緑化宣言、後の記念植樹ということで行われております。以上です。

25年11月13日から15日、第57回町村議会議長全国大会が行われました。場所は東京のNHKホールで行われました。そこで大会の宣言があり、決議がございました。決議としては、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議、また、真の分権型社会の実現に関する特別決議、町村税財源の充実・強化に関する特別決議、道州制の導入に断固反対する特別決議、TPPに関する特別決議。

要望といたしまして、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立、分権型社会の実現、町村財源の強化、議会の機能強化、監査機能の強化、農業・農山村振興対策の強化、森林・林業・山村振興対策の強化、水産業・漁村振興対策の強化、中小企業振興対策の強化、環境保全対策の推進、情報化施策の推進、地域保健医療の向上、医療保険制度の改善、老人保健福祉対策の強化、少子化・社会福祉対策の強化、教育・文化の振興、生活環境施設の整備促進、消防体制の強化、地域改善対策の推進、交通体系の整備促進、国土政策の推進、北方領土早期返還の実現、竹

島の領土権確立及び尖閣諸島海域での安全操業の確保、基地対策の推進、特定地域の振興。

また、各地区要望として、北海道における基幹交通体系の整備促進に関する要望、東北地方からは東北地方における高速自動車道等の整備促進に関する要望、関東では関東地方における高速交通体系の建設促進に関する要望、北信越では北信越地方における高速交通体系の整備促進に関する要望、東海地方では東海地方における高規格幹線道路網の整備促進に関する要望、近畿地区では近畿地方における高規格幹線道路網等の建設促進に関する要望、中国地方においては中国地方における高速交通体系等の整備促進に関する要望、四国では四国 8 の字ネットワークの早期整備及び本州四国連絡道路における全国共通水準料金の確実な実現について、九州地区では九州地方における交通網の整備促進に関する要望が出されました。詳しくは閲覧の用に供してありますので、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、鳥取県西部広域行政管理組合の 10 月 29 日の定例会がございました。それは議案が 3 本ございまして、鳥取県西部広域行政管理組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定でございます。これは 51 年の広域消防発足当初に採用した消防職員の定年による大量退職に伴い、本組合では消防力の維持及び年齢構成を緩和することを目的とし、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間の計画期間とする消職吏員平準化採用計画を策定、計画的な職員採用を実施しているところである。現在、計画期間の前期分に相当する平成 22 年度から平成 26 年度分までの 5 カ年について消防職員の定数の特例を定め、消防力の維持・継続を図っているところであるが、当該計画は既に 5 年目に入り、職員採用計画を見直すこととしており、今回見直しを行った結果、当初計画どおり、この計画期間の後期分に相当する平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 カ年についても引き続き消防力の維持・継続を図ることを目的とし、消防職員の定数の特例を定めようとするものであると。大量の退職によって消防力、また地域の安心・安全が損なわれるおそれがあるということで、平準的な全体の職員の数を平準化するというところでありました。

第 17 号として補正、第 18 号として 24 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定ということでございましたが、決算認定は特別委員会をつくって、今、審議中でございます。この定例会につきましても閲覧の用に供してありますので、御一読ください。

平成 25 年 11 月 25 日、鳥取県町村議会議員研修会が北栄町でございました。1 人の議員さんを除いて全員出席ということでございましたが、鳥取県の北栄町でございました。鳥取県町村議会議員研修、北栄町の大栄農村環境改善センターで開催されました。鳥取県内全町村議会議員を対象に研修を行いました。

研修内容につきましては、「住民自治の進展と新しい議会の役割と課題」と、「報道現場から

見た中国」の2つのテーマで研修を受けております。「住民自治の進展と新しい議会の役割と課題」につきましては、道州制の動向と町村議会の課題、議会の権限、議会改革の起点、国政とは異なる地方等について研修を受けました。結論として、議会と執行部がよい意味での政策競争を行い、住民にとってどのようなことがよいことなのかを考えていくこと、物事をいろいろな角度から見ていくことが大切であることなどを研修しております。

「報道現場から見た中国」につきましては、実際に北京に数年間滞在したジャーナリストから、中国の現状、今後の政治体制等について情勢をお聞きし、今後の国際関係について研修を受けました。また、人と人との関係がいかに大切であるかを研修してまいっております。

次に、平成25年度第2回鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例議会について、細田議員からの報告を求めます。

8番、細田議員。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 去る11月26日に、湯梨浜町でありました後期高齢者医療広域連合議会の報告を行います。

議案が7本ありまして、まず1つが、副連合長の選任についての同意でございまして、今度は副連合長に北栄町長の松本昭夫様、これは鳥取県町村会長さんであります。

それと、次が議会選出の監査委員の選任でございまして、今度は倉吉市議会の議長の由田隆様でございまして。

あとは24年の後期高齢者の一般会計と特別会計の決算認定でございまして、これについて大事なことがありましたので報告いたします。ちょうど監査意見もございまして、その中に、当広域連合における医療給付の額は、毎年20億から30億円単位で増加しております。平成24年度は、ついに700億円を突破しました。この傾向は現在も続いており、平成25年8月末現在で、既に前年度同期対比6億4,181万9,000円の増額になっています。また、被保険者1人当たりの給付額も同様に毎年度増加傾向を示しており、平成24年度は79万9,590円となったと。とはいえ、全国ベースと比較すると低額であります。平成23年度県平均が78万6,889円、全国平均が84万4,051円で推移しております。医療給付費準備基金も15億円余りを有しております。

そういうことがありまして、一方、この後期高齢の制度が創設で5年を経過いたしまして、県内の市町村ごとの医療給付額についても次第にその傾向が明らかになってきました。

一般的に農村部では交通の便等により都市部に比べて通院治療の機会が少なく、医療費も少額となる傾向がある等、さまざまな要因が絡んでいると推測されますが、現在、各市町村がさまざま

まな形で取り組まれている健康教室の開催や健康診査の受診率向上等に、対策が大きく寄与していると考えているところだそうです。近々、国保連合会が保有する医療、介護及び健診に係るレセプト等のデータを利用しての各市町村の疾病治療の傾向や生活習慣病の状況、要介護状態の疾病の関係などを明らかにできる国保データベースシステムがスタートし、今後は各市町村における重点課題との対策検討が容易になると聞いています。

各市町村による一層効果的な施策の検証と引き続き積極的な事業の実施に期待します、というのが監査の意見でありました。

決算状況ですが、一般会計では歳入が5,120万7,000円で歳出が4,848万1,000円、272万6,000円のプラスでございました。特別会計も742億7,180万9,000円、歳入です。歳出が724億9,368万1,000円で、17億7,812万8,000円のプラスとなっております。

それと、もう一つ、順番に行きますが、各市町村の保険料の収納率、我が南部町は99.96%、県平均よりも若干よかったです。

それと、基金の状況ですが、基金の年度末残高は後期高齢者医療制度臨時特例基金残高が6億8,065万9,000円、後期高齢者医療給付費準備金残高が15億2,533万4,000円となっております。来年度から2年計画のまた保険料の算定がございまして。これに対しての素案は出ていますが、この基金を崩して今回の特別会計でも5億から崩して会計がなっております。今度はこれを8億か9億を崩さんと物すごいことになるように聞いております。

私もこの議会に出させていただきまして、監査意見にもありましたように、郡部はあまり医療費を使ってないということで実績割を入れてほしいと強く要望いたしましたが、なかなかいい返事をもえませんでしたけども、引き続きこれに関して言っていきたいと思っております。

あとの補正予算につきましては、実績による増減でございました。以上、報告を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第6 議案第83号 から 日程第20 議案第97号

○議長（青砥日出夫君） お諮りいたします。この際、日程第6、議案第83号、南部町子ども・子育て会議条例の制定についてから、日程第20、議案第97号、町道路線の変更についてまでを一括して提案説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第83号から日程第2

0、議案第97号までを一括して提案説明をしてください。

町長からの提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。それでは、議案第83号から御説明いたします。

南部町子ども・子育て会議条例の制定について。

次のとおり南部町子ども・子育て会議条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これにつきましては、お配りしました説明資料をもとに説明をさせていただきます。

まず、制定の理由でございます。子ども・子育て支援法が平成24年8月に制定公布されて、市町村においても子ども・子育て支援に関する施策を総合的・計画的に行うため、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。この計画策定に当たっては、子育て支援施策等について意見を聞くための合議制の機関を設置することが求められているもので、南部町子ども・子育て会議を設置するための本条例を制定するものでございます。

概要でございます。設置根拠は、先ほど申しましたように、子ども・子育て支援法第77条第1項によります。名称は、南部町子ども・子育て会議といたします。

所掌事務としましては、条例の第2条で定めておりますが、4点。1つ目、特定教育・保育施設の利用定員に関すること。2つ目、特定地域型保育事業の利用定員に関すること。3つ目、南部町子ども・子育て支援事業計画に関すること。4つ目、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査、審議に関することでございます。

委員の構成につきましては第3条で定めておりまして、子供の保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、公募による者、その他町長が必要と認める者で、委員の人数は15名以内としております。委員の任期は2年とし、施行時期は附則で定めておりまして、施行は公布の日というぐあいにしております。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第84号でございます。南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この議案第 8 4 号でございますけれども、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。これは町条例で引用しています地方自治法の条文が改正・制定されていることに伴うものと、別表の中の南部町立宮前児童館児童厚生員の報酬額を改正するものでございます。普通地方公共団体の委員会の委員、非常勤の監査委員、その他の委員、非常勤の職員等に対する報酬支給の条文が第 2 0 3 条から第 2 0 3 条の 2 に改正されていまして、町条例もこれに伴い改正させていただくものでございます。

また、別表の報酬額ですが、宮前児童館児童厚生員の雇用を平成 2 4 年 4 月 1 日から週 3 0 時間の特別職の非常勤職員での雇用、報酬額をその時点で 1 6 万 7, 0 0 0 円というぐあいに改めていましたけれども、条例の改正が行われておりませんでした。改めてこの条例改正をお願いするものでございます。2 点とも時期を少し失っておりまして、おわび申し上げ、よろしく御審議をいただきたいと思います。

続きまして、議案第 8 5 号でございます。南部町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について。

次のとおり南部町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

議案第 8 5 号、南部町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正については、現在の南部町農業委員会委員の定数を 1 8 名から 1 5 名に、選挙区を 2 選挙区から 1 選挙区とするものでございます。現在の選挙による委員の定数は、合併協定書における暫定的なものでございまして、見直すことが合併協定で決められており、南部町農業委員会においても検討会を設置され、選挙区及び定数について検討されてきました。その意見書をもとに今回上程するものでございます。農業委員会からの意見書、農業委員会等に関する法律施行令及び近隣自治体の 1 人当たりの基準農業者数を参考にし、選挙区、定数ともに見直しが必要と判断しましたので改正をするものでございます。

施行は公布の日といたしまして、施行後最初の一般選挙から適用することといたしております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第 8 6 号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称、両長田ふれあい会館。2、指定管理者となる団体、鳥取県西伯郡南部町能竹 3 9 4 番地 2、南さいはく地域振興協議会、会長、遠藤賢

二。3、指定の期間、平成26年4月1日から平成29年3月31日までといたすものでございます。

この議案第86号、公の施設の指定管理者の指定についてでございますが、両長田ふれあい会館の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。これに先立ち、11月15日に指定管理候補者選定委員会を開催し、審査をいただきました。指定管理候補団体は南さいはく地域振興協議会、指定管理期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間としておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議案第87号でございます。公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称、南部町立東西町コミュニティセンター。2、指定管理者となる団体、鳥取県西伯郡南部町東町62番地、東西町地域振興協議会、会長、原和正。3、指定の期間、平成26年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

これも先ほどと同様、指名指定として審議会のほうの御同意をいただいたものでございます。

引き続きまして、議案第88号を申し上げます。公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称、南部町公民館さいはく分館。2、指定管理者となる団体、鳥取県西伯郡南部町法勝寺341番地、法勝寺地区地域振興協議会、会長、内藤眞哉。3、指定の期間、平成26年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

これも同様でございます。

議案第89号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称、南部町総合福祉センター「しあわせ」。2、指定管理者となる団体、鳥取県西伯郡南部町天萬558番地、特定非営利活動法人、南部町総合型地域スポーツクラブ、理事長、中野久志。3、指定の期間、平成26年4月1日から平成29年3月31日といたします。

これにつきましては、お手元にしあわせの指定管理についての資料をお配りしておりますので、見てやってください。

まず、指定のこれまでの理由でございます。現在、指定管理を受託しております南部町社会福祉協議会のほうから指定管理を辞退したいという旨の申し出を受け、このたび、その中のスポーツ部門を担当していた方々が、この特定非営利活動法人に移行されるということで、このスポーツ部門をこの特定非営利活動法人、南部町総合型地域スポーツクラブへの指名指定という方法により選定することを、議会の議決をいただきたいというものでございます。先ほど申しましたように、指定の期間は26年4月の1日から平成29年3月31日まで。指定管理者は、特定非営利活動法人、南部町総合型地域スポーツクラブ、理事長、中野久志といたします。指定管理料につきましては、申請額の2,764万1,000円で審議をいただいております。選定方法につきましては、指名指定としておりまして、指名指定の理由としまして、1つ、これまでの指定管理を受けていた社会福祉協議会の健康推進部職員の移管を受ける団体であるということ。2、南部町でスポーツを核とした地域づくりを目指す団体で町として支援していく団体であるということでございます。どうぞ御審議いただきたいと思っております。

続きまして、議案第90号を御説明いたします。公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称、南部町介護予防拠点施設。2、指定管理者となる団体、鳥取県西伯郡南部町天萬548番地、あいみ手間山地域振興協議会、会長、唯仁司。3、指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までといたします。

これにつきましても、他の地域振興協議会と同様の指名指定といたしました。

続きまして、議案第91号でございます。公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称、南部町高齢者自立訓練センター。2、指定管理者となる団体、鳥取県西伯郡南部町落合646番地、社会福祉法人伯耆の国、理事長、山野良夫。3、指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までといたします。

これにつきましても、これまでの実績に基づき審議会のほうから御同意をいただいているものでございます。御審議をよろしくお願いいたします。

議案第92号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称、ことぶき荘。2、指定管理者となる団体、鳥取県西伯郡南部町落合646番地、社会福祉法人伯耆の国、理事長、山野良夫。3、指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

これも先ほどと同様でございます。

続きまして、議案第93号でございます。公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称、南部町森林総合利用促進施設。2、指定管理者となる団体、鳥取県西伯郡南部町能竹394番地2、南さいはく地域振興協議会、会長、遠藤賢二。3、指定の期間、平成26年4月1日から平成29年3月31日まででございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。

---

#### 議案第94号

##### 平成25年度南部町一般会計補正予算（第5号）

平成25年度南部町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,544千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,247,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年12月 6日

南部町長 坂本 昭文

平成25年12月 日

決 南部町議会議長 青砥 日出夫

4 ページのほうをお開きください。まず、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為でございますが、先ほど提案いたしました指定管理の関係でございます。南部町介護予防拠点施設（交流会館）の指定管理料、それから、南部町高齢者自立訓練センター指定管理料、南部町老人憩いの家（ことぶき荘）指定管理料、これが26年から平成30年までの5年間でございまして、限度額につきましては右に書いているとおりでございます。次に、南部町公民館さいはく分館指定管理料、南部町立東西町コミュニティセンター指定管理料、両長田ふれあい会館指定管理料、南部町森林総合利用促進施設（森林公園）指定管理料につきましては、26年度から28年度の3年間でございます。限度額につきましては右の表のとおりでございます。あと、戸籍システムの更新事業といたしまして25年度から30年度まで、5,489万8,000円、子ども・子育て支援システム導入事業といたしまして25年度、26年度で、652万9,000円でございます。

次、変更でございますが、南部町総合福祉センター「しあわせ」指定管理料でございます。これにつきましては、平成26年度1,999万4,000円が残っておりますが、先ほど申しましたように26年度から新しい指定管理者ということになりますと債務負担行為を起こす必要がございますので、26年度から28年度の3年間におきまして8,292万3,000円でございます。

次に、第3表、地方債の補正でございます。変更でございます。起債の目的は、公共土木施設災害復旧事業でございます。現在の限度額7,190万円を変更いたしまして、限度額を8,230万円とするものでございます。これは公共土木災害に関係します事業費の増を起債のほうで賄うために行うものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては従来と同じでございます。

8 ページのほうにお移りください。歳出のほうから御説明いたします。主なものを御説明いたします。2款1項7目財産管理費でございます。130万7,000円を増額いたしまして、9,663万6,000円とするものでございます。これはふるさと交流センターの壁面のクロス、それから破損箇所がございますので、それを修繕するための工事費でございます。

15目さくら基金でございます。569万5,000円を増額いたしまして、1,371万4,000円とするものでございます。主なものといたしまして、がんばれふるさと寄付金事業に関係します報償費として、お礼の品の代金を組ませていただいております。これは非常にふるさと寄附がふえて、そのお礼の品物を買う必要がございますので、補正をさせていただくものでございます。

16目の企画費でございます。80万8,000円を増額いたしまして、4億4,100万8,000円とするものでございます。主なものといたしまして地方バス対策事業ということで、西伯小学校の前のバス停がございますが、その時計の修理費。それから南部町の、今、古事記編さん1300年のロゴをつくっておりますが、10周年を記念いたしまして、この現在のロゴを修正してほかのほうにも使おうということで、その委託料でございます。

次のページ、9ページのほうに移っていただきまして、3款1項1目社会福祉総務費でございます。358万6,000円を増額いたしまして、2億8,771万1,000円とするものでございます。主なものといたしましては、国保の特別会計繰出金424万3,000円、それから、地域生活支援計画策定モデル事業69万9,000円の減でございます。特別会計繰出金につきましては、出産育児一時金のほう、それから、事務費の繰り入れの関係で補正をさせてもらうものでございます。地域生活支援計画につきましては、要綱が改正になりましてこの事業が廃止となりましたので、減額をお願いするものでございます。

それから、10ページのほうにお移りください。7款2項2目道路新設改良費でございます。1,100万円を減額いたしまして、1億693万6,000円とするものでございます。これは県道改良負担金事業ということで、現在、境内内の県道改良に伴いまして排水ポンプを設置するように県のほうが予定しておりました。それを町のほうが負担金を払うようにしておったわけでございますが、これが26年度の事業になったということで本年度の取りやめとなりましたので、減額をさせてもらうものでございます。

それから、9款3項2目教育振興費でございます。52万7,000円を減額いたしまして、1,470万7,000円とするものでございます。これは運動部活動外部指導員事業でございますが、県のほうが直接お金を払うということになりました関係で、減額をさせてもらうものでございます。

それから、10款2項1目道路橋梁災害復旧費でございます。510万円を増額いたしまして、7,683万1,000円とするものでございます。これは道路災害の復旧に係る測量設計、用地の測量設計費の不足分を計上するものでございます。

2目の河川災害復旧費でございますが、530万を増額いたしまして、6,900万7,000円とするものでございます。これは河川災害の測量設計、用地の測量設計費の不足分を補正をお願いするものでございます。

7ページのほうにお戻りください。歳入のほうを御説明いたします。

15款2項の5目でございます。教育費県補助金でございます。21万円を減額いたしまして、

1, 577万9, 000円とするものでございます。

それと、15款の3項4目の教育費県委託金10万5, 000円を減額いたしまして、18万6, 000円とするものですが、これは先ほど申しました運動部活動外部指導員事業の関係で、県の歳入のほうを減らさせていただくものでございます。県のほうが支払う関係になりましたもので今回落とさせていただくものでございます。

19款の1項1目繰越金でございます。142万円を増額いたしまして、4, 624万4, 000円とするものでございます。これは歳出に見合った予算の不足分を繰越金で宛てがうということでございます。

それから、21款1項6目災害復旧事業債でございます。1, 040万円を増額いたしまして、1億5, 470万とするものでございます。これは公共土木施設補助災害復旧事業に係ります事業費の増を起債のほうで補うというものでございます。

最後に、12ページのほうにお移りください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。変更点は、2の災害復旧債でございます。当該年度の起債見込み額を1億5, 470万と変更いたしまして、当該年度末の現在高見込み額が7億1, 459万7, 000円とするものでございます。それに伴いまして合計のほうも変更しておりますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第95号、平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。議案第95号、平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

---

議案第95号

平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8, 414千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1, 418, 142千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月 6日

南部町長 坂本 昭文

平成25年12月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

歳出のほうから主なものにつきまして御説明いたします。

7ページをお開きください。歳出の2款1項1目一般被保険者療養給付費でございます。現在、予算どおりほぼ推移しておりますけれども、決算見込みをいたしまして447万9,000円を増額し、7億6,004万円とするものでございます。

続きまして、4項出産育児諸費、出産育児一時金でございます。336万円を増額補正し、588万円にするものでございます。当初、6人の出産予定を見込んでおりましたけれども、3月末までの見込みであと8件出産予定がございますので、14件の見込みとしております。

5項1目葬祭費です。16万円の補正をして、56万円になっております。これも最近亡くなられる方がちょっとふえておまして、3月までで8名の予定を見込んでおります。

次に、7ページから8ページでございますが、3款後期高齢者支援金等、5款介護納付金、6款共同事業拠出金とも、額の確定による差額を補正しているものでございます。

7款保健事業費、2項2目の健康施設管理費を209万3,000円増額し、1,347万3,000円とするものでございます。右端の説明に書いておりますが、これは人件費につきましては職員の異動による増減でございます。健康管理センター管理費の備品購入費ですが、健康管理センターの電話設備が老朽化によりまして、町民の皆様にご迷惑をおかけしておりますので、設備の更新によるものでございます。

次に、9ページ、その下でございますが、8款の1項3目の償還金でございます。償還金を1,444万5,000円増額いたしまして、1,444万6,000円とするものでございます。これは24年度の事業実績による返還金でございます。

次に、5ページにお返りください。歳入につきまして主なものを御説明いたします。

1款の国民健康保険税、1項国民健康保険税を、総額5,038万6,000円減額し、2億3,977万2,000円とするものでございます。これは25年度の税率改定のときに2,500万の基金繰り入れをいたしまして決定をいたしました。それで、率決定によりまして賦課いたしました保険税の25年度の収入見込み額となっております。

3款国庫支出金と、その下の4款療養給付費等交付金とも、額の確定によりまして差額の補正

をしております。

続きまして、めくっていただきまして6ページです。10款繰入金、1項1目一般会計繰入金ですが、424万3,000円を増額し、6,874万9,000円とするものでございます。これは健康管理施設管理費と出産育児一時金に対する事務費繰入金でございます。

2目基金繰入金は、2,499万9,000円を増額し、2,500万とするものでございます。

11款繰越金でございます。24年度からの繰越金で、254万3,000円を増額し、354万3,000円とするものでございます。以上につきまして御審議よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 議案第96号、町道路線の認定について。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第96号、町道路線の認定について。

次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

下の表がございまして、4路線の新規認定でございます。

整理番号3346、路線名、★牛行者山線、起点、下中谷字妙見ノ前3118地先、終点、下中谷字大石谷3254地先。

続いて、整理番号が3347、天万寺内線支-2、起点、三崎字在徳1103地先、終点、三崎字在徳252地先。

整理番号3348、路線名、天万寺内線支-3、起点、三崎字在徳1103地先、終点、三崎字延命寺295地先。

整理番号3349、路線名、畑中公民館線、起点、金田字鳴居233-1地先、終点、金田字鳴居1245-1地先。重要な経過地点として畑中公民館前を上げております。

○議長（青砥日出夫君） 議案第97号、町道路線の変更について。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 引き続き、議案第97号を申し上げます。町道路線の変更について。

次のとおり町道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更が2件ございます。

整理番号2011、路線名は、鎌倉線でございます。新だけを読み上げさせていただきます。起点、東上字家ノ脇1555地先、終点、東上字奥山1885-55地先。

整理番号 3 3 3 9、路線名、赤猪岩神社線、起点、寺内字久清 8 2 2 - 1 地先、終点、寺内字久清 8 3 0 - 1 地先でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 提案説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思いますが、ここで休憩を行います。再開は 2 時 3 0 分。

午後 2 時 0 7 分休憩

---

午後 2 時 3 0 分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

質疑は会議規則第 5 4 条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いしたいと思います。

議案第 8 3 号、南部町子ども・子育て会議条例の制定について、質疑ありませんか。

8 番、細田元教君。

○議員（8 番 細田 元教君） 何点かお聞きします。初めてのことで、この条例。まず、わからんのが 2 点ほど。

この所掌事務のところで、特定教育・保育施設の利用定員に関することとあるでしょ、それと、特定地域型保育事業とあるんですね、この 2 つの意味、ちょっと私、認識不足ですので教えていただきたいということと、この条例ができて我が南部町の子育てについてどのように変わっていくのか、よい方向に行くのかということと、まだ地域の人、子供会とか、町では青少年育成協議会等ありますね、それらの絡みと、また教育委員会との絡みもあろうと思いますが、これらについてこの条例ができて、これらがどのように活用されるのか、またどのようにうまくいくのか、その辺をちょっと教えてもらえませんか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。特定教育・保育施設というのは、一時保育とか一時預かりとかする、ずっと保育園に通っている子供さんではなくて、一時的にお預かりするような保育をいいます。それから、地域型保育というのは、小規模保育とか家庭的保育、小さい 6 人から 1 9 人ぐらいの規模の小さい保育園とか事業所内保育、保育ママとかと言われるんですけども、そういう事業を指しています。

この子育て会議をつくることによって子育て支援計画というのをつくるようになるんですけども、この計画は 5 年間の計画でして、南部町の子供さんたちがどういう家庭の状況とか、いろい

ろな状況によってどういう保育がいいのかということを決めていって、南部町ではどういう保育がしてあげられるのかというのを決めていくというか、審議していただく会議になっています。教育委員会とかも協力していただかないといけませんので、町全体で子供さんたちを育てていくという形がつくっていきけるのではないかと考えています。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） そうなんだ、これ一時保育とか小規模保育とかのはこんなことあるんだね。ならば、ますますちょっとおもしろくなるんだけど、これらを絡めたいろいろ協議するということでしょ、会議、そういうことで。ならば、教育委員会にも絡むし、福祉、今、地域包括ケアシステムというのが今度からつくらないけんというやになってますが、物すごいこれらも大事になってくるような気がしますけども、それらもぜひとも考えたこと、また、それらと連携していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 地域包括ケアシステムとか、地域包括ケアとして子供さんも含めて考えていくということですので、この子育て会議の中で議論はされていくようになっていくと思います。

○議長（青砥日出夫君） 9番、石上良夫君。

○議員（9番 石上 良夫君） 若干、細田議員とも意味が同じところもありますけど、昨年、子ども・子育て支援法が制定されて、各自治体にいろんなことが義務づけられて条例をつくるということで、国から義務づけられたもので各自治体も内容が同一、または似たようなものになると思います。確かに少子高齢化、家族構成の変化、それに伴う地域社会の変化によりまして必要だろうと感じておりますけど、この7文の条例の中で特に本町として特徴的なものが含まれているかどうか、1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 南部町では、今、保育園しかございません。保育園に全ての子供さんが通っておられるわけでもありませんし、理由がないと保育ということになっておりませんので米子のほうに預けておられる方とか、そういう方もおられると思っています。この子育て支援計画で皆さんの保育の必要を役場のほうで給付という形になるんですけど、していくことによって子供さんがみんな南部町として見ていけるというところが特徴があるのではないかなと思っています。

○議員（9番 石上 良夫君） わかりました。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 子ども・子育て3法にかかわって、今、条例が出てきているわけですが、私、今、この所掌事務として4項目が上がっておりますけれども、子ども・子育て支援事業計画という一番中心をなす計画づくりだと思っておりますけれども、これに対する、これはいろんな学識経験者も含めていろんな意見をまとめていくわけですが、これに対して町は、基本的にこう考えているのだという方針を持って臨まれるのかということをお聞きしたいと思います。といいますのは、この子ども・子育ての支援事業の中に保育の多様化という中で認定こども園という考え方がありまして、それに誘導していこうという国の財政的な誘導施策があるように聞いております。それに対して南部町は、それに乗っていこうとするのかということをお尋ねしたいと思いますし、それから、今一番、現在の保育の中で非正規雇用の方が多くおられる職場になってしまったわけですね。この現状を私、非常に危惧しております。といいますのは、研修がしたくてもできない、研修を保障されない保育士さんたちがたくさんいらっしゃるということ。待遇の問題も……。

○議長（青砥日出夫君） 条例に限定してください。

○議員（5番 植田 均君） はい。私は、この保育の現状に対する町長の認識を伺いたと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 認定保育園にもいろいろな形がありまして、保育園と幼稚園が一緒になったものとか、保育園を主体にした認定こども園というのがあったりとか、いろいろな形があります。先ほども言いましたけども南部町としては保育園ですので、保育園を基準としてそのような形になっていけたらなと考えてはいます。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。この会議の性格は、町長の諮問機関だという意識を私どもはしております。御意見を聞かなくちゃいけない。その原案というのは、当然、その町のほうが今やっています。該当の皆さんに子育てに対する御意見を今アンケートという格好でとっていますので、これを至急取りまとめてどういうところに今の保育園、問題点があるのかということをお精査しながら、この会議の中でつくっていかなくちゃいけませんけど、原案の骨格というものはいずれにしても行政のほうでつくっていくということになろうと思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 骨格は町のほうでつくるといことですが、その骨格についての説明をなさらなければ議案として説明不足じゃないですか。

それと、私が聞きましたもう一つの質問の、保育の質に心配をしているということについて認識を求めていますので、よろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長です。先ほども言いましたように、その骨格がこれからつくっていくものでして、ここで骨格の審議をというわけではございませんので、あくまでも条例の考え方について御審議をいただきたいと思います。ただ、その中で議論されること、その骨格になることについては、一番大事なところは今のアンケートをもとにしながら皆さんが納得いただけるようなものを、住民の皆さんが納得できるものをつくっていきたいと思っています。

それから、質と言われますけれども、今現在の保育の質は決して低いものではないというぐあいに私もは思っています。もしそういうところに問題があるようであれば、この審議の中で、当然、住民の皆さんの中からも出てくるでしょうし、それもまた議論の対象の一つになろうと思っています。いい保育を目指したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど植田議員のほうから、条例を出すのであれば骨格が大事ではないか。副町長が骨格は今からつくるんだと、その一つの柱は住民にとってのニーズ調査をまとめたものが基本になるのが1つですよ。それは理解しました。

今、お聞きしたいのは、国が2012年にこの法案を通したときに骨格示しているんですよ。どうして今の時期にこの子ども・子育て法案が必要なのかということ言っているんですよ。中身はどう言ってるかということ、基本は今まで福祉法に定められた市町村が責任を持つことは残すけれども、中身は保育サービスのサービス事業化だと言っているんですよ。保育園のようなところを介護保険のように今までは現物支給だったのを現金支給にして、公的なお金が入らない施設をつくって施設がもうかることが可能にしていくということを、仕組みをつくってきたというのが今回の中身のわけですよ。それで、政府がどう言ってるかということ、これ聞きますよ、ことしの7月にたたき台出して、たたき台にはどう書いてあるかということ、先ほど植田議員が懸念を示したいいわゆる認定こども園や、幼保連携型の認定こども園の普及に取り組むことを明記しなさいと言っているんですよ、国が。だから、私たちが聞いてるんです。町長、一方では住民のニーズを基本にする、これは大事なことなんですよ。もう一方では政府が、あなた方が決めるんだけれども中身には認定こども園か幼保連携型を明記しなさいよと、こう言ってるんで、それに対して

町長はどのような考え方で臨むかというのが、これ基本的な考え方やから今言っておかなければならないと思うんですが、その点について町長は、国の示しているこの方向についてどのようにお答えなのかということをお答えくださいというのが1つです。

中身の問題でいえば、条例でいえば、詳しいことは委員会で聞きますが、第3条、会議を構成するメンバーを15人以内とする。中身はどうかと書いてありますが、例えば大事なことから聞いておきますね。保護者はわかる。2の子ども・子育て支援に関する事業に従事する者というのは誰を想定しているか。第3点目、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者と言っている。ここでは要求を出しますが、うちは鳥取大学と連携している。そういう点から見れば、大学の専門家をこの中に入れるべきではないか。この点について町長はどのようにお答えか。それから、公募による者は何名かということをお聞きしておきます。これ町長です。その他町長が必要と認める者というのは、今の段階で町長はどのような方を想定なさっているのかお答えください。

3つ目、今回は2015年に向けて計画を立てることになっています。ほとんどの町では、もう条例でつくった会議は動き出して、うちの町は遅いぐらいですね。少なくとも来年度の6月ぐらいにつくらなければ間に合わないのではないかとやっている。なぜならば、次期の保育園の入所に影響してきますからね。うちの町でいえば、今回この12月議会でこれをつくるんですけども、町とすればこの会議を使っていつまでに計画を練り上げたいとしているのかという、この構想をお聞かせください。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。認定こども園についてどう考えてるのかだけ私のほうからお答えします。認定こども園は無視はできないと思っています。それは本日というか、もう既に消費税が決定し、将来10%という中で6,000億、7,000億と言われるお金を投下する。南部町でも、きょう冒頭、町長が言いましたように8名しかこの3カ月で生まれていない。ということは、四八、三十二ですから、こういうペースであれば年間に32人しか生まれないような実態がこの町でも、3カ月だけとったものを掛け算すればあるわけですし、こういうことについても、当然、この中で議論をして子供をちゃんと産み育てられる方策の一つとしてこれを捉えなくちゃいけないと思います。その中に、認定こども園のほうの方がよりいい環境、また今言いました7,000億円からのお金を投下する中で、より南部町にとって財政的にいいという判断も出るかもしれません。ですから、認定こども園ありきではありませんけれども無視はできませんし、この中でまた議論はされることだろうというぐあいには思っています。認定こども園についてはそういう考えでございます。

あと、委員の構成だとか、いつまでということにつきましては、担当の課長のほうから答えさせます。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。委員の構成ですけれども、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者というのは、保育士さんとか学校の校長先生とかを想定しております。それから、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者というのは、やはり大学連携しておりますので、その方面の専門家の先生にお願いできたらなと考えております。それから、公募による者は、全体で15名以内としておりますので、3名ぐらいの方に御参加いただければと思っています。その他町長が必要と認める者というのは、やはり町内でも子育て支援事業に携わってもらってる方とかおられますので、社会福祉協議会とか、地域をよく知っておられる民生委員さんの方とか、そういう方々を考えていけたらなと想定しております。

それから、計画ですけれども、国がアンケートのひな形というか、こういうのをしなさいというところは示されたのがちょっと遅かったものでして、アンケートのニーズ調査というのですけれども、それを10月末から11月の初めに集めてもらいました。今、集計をどのようにしようかということを考えておりますけれども、その集計をもって会議をしないといけないという計画をある程度持って会議をしないといけないということがありまして、早急に会議を年度内には1回か2回かやりたいなという考えを持っています。予定としては10月から募集を始めて、4月からもう事業に入らないといけませんので、今の保育園の募集と同じような時期になるんですけれども、8月までにはできないといけないなというふうには考えています。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今の段階でどのような構想でおられるのかということですが、先ほど来、副町長や課長が答弁したこと以上のものはまだ持っておりません。今、いわゆる少子化対策でプロジェクトチームをつくっていろいろ議論しておりまして、少子化とは直接は関係ないけれども、この子育て支援施策を充実することが少子化対策にもきっと寄与するのではないかというように考えております。アンケートもっておりますので、そのアンケート結果の集約なども見て対応しなければいけないというように思っております。

それと、いわゆる公的保育というんでしょうかね、町がどうしても果たさなければいけない公的保育というものがあるのだろうというように思っておりまして、そういう部分についてはしっかり対応をしていきたいというように思っております。いわゆる障がいだとか、特別な事情があるお子様がたくさんおられますので、そういう部分については公的な責任というものは免れん

うというように思っております。

それと、今、教育委員会のほうが先生を保育園に出して、保育園のときから小学校との連携をとってやっていただいております。非常に成果をおさめていただいております。結局、幼稚園という機能が従来なかったわけですが、認定こども園というのも保育所なんですけれども、保育所を中心とした認定こども園という考え方を取り入れていかんといけんのではないかと。ただ、保育に欠ける子供たちを預かっておくだけはいけんのではないかなと思います。

その程度のことを考えておりますけれども、いずれにいたしましてもこの15名から成る委員さん方にいろいろ御意見も聞きながら、南部町の立派な事業計画をつくっていきたいというように思っています。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど副町長のほうから出たのが、いわゆる認定こども園、幼保連携型の施設等をも見なければならぬだろうと、その背景には財政的な問題があると。先ほどの話聞いてたら、国のやり方では市町村が選べるといっても、それに乗らなければ財政的なデメリットが生じるのではないかというふうに考えているというふうに私は受け取ったんですよ。そのまま聞けば、町長、この条例ができて計画が出てくる次の認定こども園は民間になっちゃうんですよ。

そこで町長の意見ちょっと聞いておきますが、認定こども園ないしは先ほど保育士を中心とした幼保連携型の施設が必要だろうと言っています。町長言われたのは、障がい児等については公的な取り組みが必要だろうと。裏返せば、それ以外は民間に可能になるということになるわけですね。政府の示した法案等でどういうことを言っているかということ、今後、町村と協定を結んだ私的なところは、私立ですよ。民間は必要であるならば、その保育施設等は無償または安価で取得することができる。こういうことを決めてきているんですよ。となれば私は、町長のことですからそれ十分想定内に入っていると思うんですが、民間になった場合、現在のところ2園は伯耆の国が指定管理を受けているんですよ。このまま認定こども園や幼保連携型の民間施設が出てくる。片や一方ではすみれ保育園の改築問題が起こっている。改築には民間に移行するということもまことしやかに言われていることを考えた場合、この町の保育の行く末がどうなるのかということ、私は、非常に今回の会議の中で出てくる基本計画が問題になってくると指摘せざるを得ないのですが、町長はこのことにどのようにお答えか。新しくできる幼保連携型といっても必ず福祉法の24条に基づいた町の責任を明確にした公の施設であると。公立で建てるという保証があるのかという点についてどのようにお考えでしょうか。

- 議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。
- 町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今の段階で施設を伯耆の国に譲渡するというような考えで進めているわけではございません。白紙でございますので、御心配ないようにお願いします。（発言する者あり）
- 議長（青砥日出夫君） 公立でやっていくかよと。（発言する者あり）
- 町長（坂本 昭文君） 公立保育園で行うという考え方があります。公立。公営かどうかはわかりませんが、公立であります。
- 議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。
- 議員（12番 亀尾 共三君） いろいろ質疑が交わされて大体のことはわかったんですが、私がお聞きしたいのは、先ほど答弁があったんですけども委員の構成の中で答弁であったのは、いわゆる子供の保護者、それから、この子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、そのような答えがあったんですが、そこで私聞くんですが、9月の一般質問の中でも私聞いたんですけども、いわゆるこの子ども・子育て支援のことで国が定めてるのは、学童保育も含まれているんです。私は、この中でも学童保育についてもやられるのかどうなのかということをお聞きします。そうすれば、当然、学童保育の保護者の関係、それから指導員の関係、また、アンケートで意向を聞きたいということだったんですが、そのアンケートの範囲もどこまでやられるのか、その点についてお聞きします。
- 議長（青砥日出夫君） 亀尾議員、さっきのここの、今の子育て条例の制定についてのところの最初の前段の部分は何でした、今。最初に聞かれた分は。学童保育とか。
- 議員（12番 亀尾 共三君） 子ども・子育て会議のことで国が定めてるのは、学童保育も当然、保育園、幼稚園もそうだし、学童保育も含まれてると言ってるんですよ、国は。それについて、町で取り組むのかどうなのかということをお聞いているんです。
- 議長（青砥日出夫君） その条例の中に学童保育も入っておるということですか。
- 議員（12番 亀尾 共三君） 当然、そうなんです。どうなのかということ。
- 議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。
- 町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。学童保育についてももちろん計画の中に入れていかないといけないことですので、その5年間の計画の中でどういうふうにしていくのかということを入れていかなければいけないと思っています。
- 議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。
- 議員（12番 亀尾 共三君） 最初の質疑の中でも入ってるんですけど、いわゆる委員の構成の

中で、当然、学童保育も対象であればその関係者ですね、保護者あるいは指導員は、当然、この構成委員に入るんだと思うんですけど、そこら辺はどうか確認。

それから、当然、町利用者というんですか、該当者にアンケートをとるということですね。これに入れば、当然、保育園段階の保護者だなくて、いわゆる学童保育の対象の保護者というか、その人のアンケートもとるのかどうなのか。その2点についてお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。子供の保護者のところでPTAの方もお願いしようと思っておりますので、そこで含まれてくるのではないかと思います。

アンケートのことですけども国が示したアンケートでやっておりますので、対象は就学前のお子さんをお持ちの保護者の方ということでやらせていただきました。その中にも学童保育の質問もあったと思いますので、それによって計画の参考にさせていただきたいと思っています。

○議員（12番 亀尾 共三君） 学童保育の係の人いうんですか。指導員とかそういうのは含まれるのですか。

○議長（青砥日出夫君） 仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 指導員の方は従事する者の中に入ってくるかと思っておりますけども、その中でどなたにお願いするのかというのはまた考えていきたいと思っております。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 続いて、議案第84号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） これ実態は変わっていたのに条例が変更されてなかったということで説明だったと思っておりますけれども、私、この新しい月額16万7,000円の根拠についてお尋ねしたいと思います。保育園の非常勤の保育士さんたちは、1年目は14万9,600円ですよ、2年目が15万5,700円ですか、3年目で16万1,600円に通勤手当がついていくということで、そういうことから考えて、この議案の報酬はどういう積算根拠によっておりますか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。根拠といいますか、ほかの特別職の同様な職種の方の16万7,000円と合わせてるということでございます。先ほど言われました保育園の先生は、これは特別職のほうで規定しておりませんので、これは一般職のほうでの非常勤だ

と思っておりますので、それとは扱いが違ってるということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私の率直な意見からいえば……。

○議長（青砥日出夫君） 意見はいいです。

○議員（5番 植田 均君） この……。

○議長（青砥日出夫君） 意見はいいです。意見はいけません。

○議員（5番 植田 均君）もとへ戻します。私は、やはり……（「質疑をかけなさい」と呼ぶ者あり）質疑です。（「何回言っても」と呼ぶ者あり）非常勤の特別職といいますけれども専門性のある保育士さんたちから見れば、この差について疑問が残ると思うんですけども。どうなんでしょうか、今回出てます児童厚生員以外でこの非常勤特別職、同じ金額を支払っている職の方はどういう方なんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例がございますが、その中でありますが、人権教育推進員、南部町宮前隣保館長、南部町宮前隣保館指導職員、南部町西伯文化会館指導職員、それから、生活相談員が同様に16万7,000円の金額でございます。（「次行こう」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 議案第85号、南部町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第86号、公の施設の指定管理者の指定について（両長田ふれあい会館）。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長、この86号から連続する8議案について共通の……。

○議長（青砥日出夫君） 共通です。

○議員（13番 真壁 容子君） 質疑というか……。

○議長（青砥日出夫君） 一本にします。

○議員（13番 真壁 容子君） 資料提供を求めるお願いです。3日前の議案にはこれだけしか出てこないわけですよ。中身の指定管理者の指定についての中身等については検討の余地がないんですよ。それで、選考委員会の評価、過去の実績、今回の指定管理料について資料を、この8つの指定管理の議案についての資料の提出を求めたいと思います。できたら、こういうときは議

会の資料提出のときに一緒につけて加えてくれるのが議員も勉強できてしっかりとした審議ができると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（青砥日出夫君） ここでちょっとお諮りいたします。

今、資料提供ということでありましたが、その他の議員さんの意見はいかがでしょうか。（発言する者あり）一緒ですか。

じゃあ、そのように取り計らいます。（発言する者あり）（「だって、もう準備してるはずですよ。きょう下さいよ。土日に勉強しとくから。お願いします」と呼ぶ者あり）結果とか一覧だけしかないそうです。（発言する者あり）ちょっと休憩します。

午後 3 時 0 6 分休憩

---

午後 3 時 0 7 分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 私は、この指定管理を当然のごとく継続されているという印象を持つわけですが、私、行財政審議会というようなことを考えていこうといっているわけですよ。何か、指定管理の期間が過ぎたら指名指定でこういってしまうみたいなあり方というのが非常に疑問があるんですよ。一旦、行財政審議会が……。

○議長（青砥日出夫君） 討論じゃないんだから。（発言する者あり）

○議員（5 番 植田 均君） だから、そのことを聞いているんです。

○議長（青砥日出夫君） 質疑じゃないと思うよ。これは今まで何遍も答えたことだから。

○議員（5 番 植田 均君） いや、そういうことを……。

○議長（青砥日出夫君） 執行部が何遍も答えたことだから。（発言する者あり）

○議員（5 番 植田 均君） やってるんですか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾健治でございます。植田議員のお尋ねに私の立場からお答えしてまいりたいと思います。各地域振興協議会が指定管理を公共の施設に対して受けていただいております。

さかのぼって平成 20 年度でございますが、南部町行財政運営審議会におきまして、これは何年にもわたって審議を重ねて指定管理の方向性というものをお示しいただきました。その中に、特段に管理について高い専門性が必要であるというようなものは別でございますが、地域の皆様

がお使いになる地域にある施設で、そういう施設においては必ずしも経済性のみを優先せずに、地域の皆さんに大切にかわいがってもらうというようなことも加味して、地域にそういう受ける団体があればそちらのほうがふさわしい旨の答申もいただいております。現在、まさにそのような姿ができ上がっておるというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 先ほどからこの指定管理の議案が一括になってるんで、私は一つ、先ほどしあわせの指定管理が非特定営利活動法人、南部町総合型地域スポーツクラブに指定……（発言する者あり）いや、そげか。（「まだ、まだ」と呼ぶ者あり）なってない。いや、議長、どこまで行ってるんですか。

○議長（青砥日出夫君） 両長田、86号。（「一括だないだか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

そういたしますと、議案第87号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）、質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第88号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町公民館さいはく分館）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第89号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センター「しあわせ」）。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 総合型スポーツクラブは、一応、姿は立ち上げたという話は聞きました。ポロシャツも買いました。ですけれども、今回ちょっと寝耳に水という感想を持ったわけです。私は、社協とこの総合型スポーツクラブのすみ分けといいますか、報告を読んでも19年に社協は本来のあり方からいって見直すべきだということから答申があって、しあわせの管理を辞退したと、辞退した。それで、それに今の総合型スポーツクラブはここに管理するという、何か私ら議会には、私は寝耳に水なんです。なぜそうなっているのか、19年あたりから説明を少ししていただかないとよくわかりません。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。全員協議会でお配りした資料のほうに補足説明として若干書かせていただいておりますけれども、平成19年に社協のあり方検討委員会とい

うのが計8回開かれまして、それに基づいて提言が平成19年度の2月に社協のほうに提出されたということで、その中に全員協議会でお示ししました内容が書かれてありました。それを受けて社会福祉協議会のほうでいろいろ教育委員会ともあわせて検討されてきた中で、平成24年の11月に総合型スポーツクラブが設立されたというところを受けまして、さらにこのたび法人化もされてスポーツクラブが一つの法人化ということになったということで、指定管理を受けることによって活動の拠点施設ができ、それによって南部町内のスポーツ振興が図られていく。社会福祉協議会としましては、本来業務の社会福祉の推進というところに重きを置きたかったんですけども、この平成19年度の検討された中で本来業務がなかなかおろそかになるようなこともあったりしたので、教育委員会のほうで検討されていた総合型スポーツクラブというものに健康増進部門を移管し、社協は社協本来業務を推進していくほうが南部町のためになるというふうに判断されて、検討協議を重ねた結果、今回の指定管理の提案ということになったということでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 2つお聞きしますけども、社協の本来業務のあり方が問われたと。本来業務で何が不足だったのかということが1つと、それから、今回総合型スポーツクラブがそこで管理をするということを誰が決定されたのでしょうか。2つお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 植田議員、2点質問されましたけども、1点目の本来業務の何が不足していたかというところでございますけども、社協として地域の福祉をどうしていくべきかというところについて、もう少し頑張らないといけないというようなところが多々書いてある資料が提言されています。

もう一つ、誰が決定したかということについては、健康福祉課のほうでは所管してないのでわかりません。以上です。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） しあわせにスポnetが今度指定管理を受けるというのはスポnetを指定したのか、要するに誰がしたのという話だ。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私が社協の会長から聞いておるところでございますけれども、スポnetの中核的な職員構成というのは社協の従来温水プールを管理してきた人たちや指導員なんかです。それから、2階のスポーツジムがあります、そこの指導員などが中心でありまして、当然、その人たちの身分といましようか、失業してはならないわけでありまして、

そういう人たちの身分をそのままスポnetというものに移管して、スポnetにお世話になるんだということでございます。誰が決めたかと言われてもちょっと困るわけですけど、要は、従来社会福祉協議会の職員として温水プールやジムを運営していたその職員が中心になってスポnetを構成しておりますので、組織分けをしたというぐあいに受けとめております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の89号の指定管理者の指定については、全員協議会の中でもスポnetなんぶの責任者等を議会に来ていただいてお話を聞こうということになっています。なっていることから今回の指名指定のあり方は、平成19年度に社協のほうからあり方検討会があったといっても、議会にしては初めて聞く内容なんですよ。それで、今回の議会で十分な審査が必要だと思う立場から本会議でもお聞きします。

まず、第1点は、先ほど委員会には担当課が来られると思って行政改革ですね、来られないと思うんですからお聞きしますが、指定管理するときの国が決めた大きな定めの一つは、指定管理に出すほうが町財政も有効であるし、機能的にできるというものだった。今回出てきたのは、指定管理をすることに社協からスポnetなんぶに行くことによって経費が増になってくるんですよ、これをどう評価するのか。普通ではちょっと考え……。先ほど言ったように育てていくという観点から地域の観点からも大事だというんですけども、今まで町から見ても住民から見ても問題点があるなら指摘されたらいいんですけども、今まで町から見ればこの金額でやれていたものがスポnetなんぶをすることによって金額増になってくる。補正予算で見てもあれは3年間と1年分ですけども、1,000何万と8,000万見たらちょっとびっくりしますよね。そういうことが起きてくる現象に対して町長は、今回の指定管理どのように考えるのかという点が1つですよ。

2つ目には、組織分けをしたというか、そういうわけではないのは、スポnetなんぶがほんなら全くの民間かという、これは町が立ち上げていく団体なんですよ。もし運営につまずいたら、そら知らん顔できないというのが当然だと思うんですね。そういうところをひとり立ちさせるかどうか知りませんが、支援していく団体だから当然だと言いながら、そこに2,000何万も指定管理料を出していきながら将来展望はあるのかという点を考えたら、私はスポnetなんぶを立ち上げる方々に対しても町が無責任なのではないかなという感じがするんですよ。そういう点でいえば、社会福祉協議会はお荷物だといえども公費が公然と出る場所であることと同時に、町民から会費を取っている。言ってみたら、財政的にはもうける団体ではないけれど盤石なんですよ。そういうところから外すことによる将来展望、これ全部スポnetなんぶに覆いか

ぶせるわけにはいかないんですよ。だとすれば、町の責任はどこにあるのかということになってくると思うんですね。そういう意味では、私は町長部局、教育委員会部局がどのようにお話をし  
て今回の経過に至ったのかということは十分聞かないといけないと思うんですが、その点についてどのようにお考えなのか、町長のお考えを聞いて私たちは委員会で審査したいと思うんです。  
どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど申し上げたような経過で、社会福祉協議会で  
プールやトレーニングジムを担当していた職員が中心になって、全員スポnetのほうに移管さ  
れるそうでございますので、その方々がスポnetなんぶの中心メンバーになるわけでありまし  
て、町のほうも社協のほうからも言われておりますけれども、現在の給与体系というんでしょう  
か、これは保障してほしいということございまして、指定管理の選考の中でもそういうぐあい  
になっておると思います。町はこのスポnetなんぶには非常に長い間議会からも質問もいただ  
いたりして、総合型地域スポーツクラブというものでさまざまな町民の健康づくりだとか、スポ  
ーツへのいざないというようなことを進めていくということを何度も答弁してまいりましたが、  
今回ようやくこういう形でできてよかったなと思っております。今後はスポnetなんぶを中心  
にして社会体育だとか、そういうようなことをどんどん進めていけたらなというように思ってお  
ります。

町の責任ですけれども、これはやっぱり町はそういうスポnetなんぶをしっかり支援をして、  
社会体育などに大なる貢献をしていただけるように支援をしていくというのが町の立場ござ  
います。考え方であります。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほど財政的な分で、経費が上がれば本来  
指定管理の趣旨から外れてるということだと思っておりますが、これにつきましては先ほど長尾専門員  
が申しましたように、最初スタートしたときは、指定管理というものの制度がスタートしたとき  
にはそういうお話がありました。ただ、これは国からの通達をちょっと今覚えてませんけども、  
そういうのがありまして必ずしも経費ばかりの問題ではないということがございましたので、以  
後、そういう格好で進んできたことがあったと思います。過去、ほかの指定管理の関係でもこの  
議会のほうでそういう説明を申し上げたことが、私、ちょっと記憶にあると思いますので、御了  
解いただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 別にスポーツを否定してるとかそういうのではないんですけど、町長、今やろうとしていることは今まで社協だったんですけど、社協もスポnetなんぶも一緒だということですけど、社協というのは一定の基盤があるところですよ。今やろうとしていることは、給与保障してくれて言ったら町が全額出すんですよ、出していますが。そういうところを、何人も町が全額保障出している公的に給与を出されている人たちをどこかに預けることになっちゃうわけですよ、そういうことを言っていますが。ただの管理の指定管理の問題だけじゃないんですよ。人何名かの場所が、働く部署も変わってくるようなところを今回指名指定でやろうかと言っているわけなんです。これには、私は町のあり方の問題。課長がおっしゃったように、国が言ってるからお金ふえてもいいんだというけど、このふえる根拠というのは説明しないといけませんよね、委員会ですっかり聞きますから。そういう意味でいえば、町長、今回のこのしあわせの指名指定管理というのは単なる建物ではない、ここに働いてる人たちの雇い先が変わっていく問題なんです。本人たちがいいって言ってるからと言いますが、将来にわたって町はどのように責任持っていくのかという問題もあるんですよ。そういうことを考えた場合、社協が手を離したいということについても十分審査しないとイケないと思いますが、一つには、社協のあり方検討会19年度出された、これも委員会に提出していただきたいということを要請しておきますが、町長、今回の問題では組織的に分割しただけの問題ではないのではないかと私聞いているんですが、どうでしょうか。

大都会ならかわらず、この小さな町でスポnetでそれだけで生計成り立たそうと思っても無理なんです。だから、町長はこういうことを持って行って財政的な支援をと思うのかもしれませんが、この将来展望って必ずしも今見えてると思いませんよ。そういうところでいえば、公的なところがしっかりとフォローするような体制で公のところでプールを運営していくというのは、私は一つの選択肢になってくると思うんですよ。そういう意味でいえば、私は今回の提案、議会でも結構いろんな意見が出ると思います。町長は、その点についてどのようにお考えですか。スポnetなんぶにそっくりそのまま移していく。毎年この金額がそういうふうにスポnetなんぶに行くわけなんです。当然、給与を上げていくことの保障もしないとイケないということになってきますよね。言ってみれば、スポnetなんぶが働いたらその給料出しますよというけど、今の町の中で働いてお金が出てくるような段階ではありませんよ。抱え込むことになるんです。どうするんですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。スポnetなんぶに期待しておるものは、必ずしも

プールやジムの運営ばかりではないということを先ほど申し上げました。社会体育などで大いに力を発揮していただきたいなというように思っております。

それから、真壁議員はちょっとまだそういうあれではないとおっしゃいましたけれども、私が指定管理の申請書を見たときの記憶ですけれども、人件費よりも、いわゆるあそこの利用料収入のほうが多かったと思います、多い。ですから、相当なところにもう発展してきております、内容が。それは社会福祉協議会の今日までの努力によるところが大きいと思いますけれども、町がどこまでもこれだないといけんというようなことではない。どんどん努力をされて、自分たちの人件費以上の利用料収入を得ておられるように申請書でたしか見ましたので、一刻も早く自立してどんどん南部町のために頑張っていたきたいものだというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 議案第90号、公の施設の指定管理者の指定について、質疑ありませんか。介護予防拠点施設。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 一括質疑じゃないけれど申しわけないですが、基本的な考え方。

このうち、今回の8つのうち指定の期間が違うのがありますよね。介護拠点施設、それから3つだったっけ、3年間じゃなくて31年までになってますね。この理由、何ですか、違う理由。ごめんなさい、ほかのも聞きます。これだけじゃなくて、31年になってるのが……。

○議長（青砥日出夫君） 全部の分でね。全体でね。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。考え方です。

○議長（青砥日出夫君） 指定管理の年数の違い。誰ですか。

健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。このたび健康福祉課のほうからは交流会館、高齢者自立訓練センター、ことぶき荘、それと、しあわせの指定管理を出させていただきました。しあわせについては、スポnetのほうはまだ新しくできた段階ということで3年という期間を設定させていただきましたけれども、従来から管理を受けていただいているところは長いほうが雇用の安定にもつながるということで、5年間というふうにさせていただきました。以上です。

（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） しあわせとどこだった、違うの……（発言する者あり）短かったの。

（発言する者あり）

○健康福祉課長（伊藤 真君） 交流会館と、自立訓練センターと、ことぶき荘と、しあわせです。

○議長（青砥日出夫君） その4つか。（発言する者あり）最初言ったがん。今言った。基本的には5年だけでも、スポnetとかしあわせについてとかことぶき荘とかについては、特にスポnetについては初めての指定管理ということもあって3年にしたということでしたよ。（発言する者あり）地域振興会の場合はまた……（発言する者あり）これは伊藤課長の管轄の分ですよ。（発言する者あり）

地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾健治でございます。企画政策課で所管します地域振興協議会にかかわる指定管理の施設でございますが、これについては従来どおり3年といたしております。

大きな理由としましては、近年非常に施設の修繕が頻繁に起こっております。大きなものから小さいものまでございますけども、5年にしておきますと少しそのあたりで途中の費用の修正等がありましたときに、5年というのはちょっと長過ぎるということで、そういうこともございまして3年にして従来どおりという形をとったところでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員会では町長が出てこないのお聞きしますが、町長、先ほど言ったように8つの公の施設の指定管理出たときに、指定管理の管理期間が違うことが出てくるんですよ。それには、1つは、先ほど長尾専門員がおっしゃったように施設のことを考えたら3年がいいのではないかと。ところが、もう一つの壁は、施設を使うんだけど長いほうがいいというんですけど、これは町長、そういうのは担当課任せなんですか。それとも、指定管理の町の姿勢として本来はどうあるべきだというような考え方があるのでしょうか。ちょっとお聞かせください、町長。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。一応、この指名指定をしておるわけですから、当然、受けていただく方の御意向も反映されているというように思っております。振興協議会のほうについては、先ほど長尾君が言ったような理由があるようすし、それから、福祉施設関係では伊藤課長が答弁したようなとおりだと思います。スポnetの場合は、初めてですから3年程度の期間でとりあえず様子を見るのが妥当ではないかと、このように思っております。それで、3年先にほかに移すというような意味ではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 議案第91号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町高齢者自立訓練センター）、質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第92号、公の施設の指定管理者の指定について（ことぶき荘）、質疑ありますか。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この件は、あそこの城山住宅の、今、集会所で使われているところだと思いますけど、中身はたしか火災保険しかないんですね。これはなぜ、この検討委員会のときに、もう地元のところとか、城山部落ですね、とか、法勝寺振興区とか等にはそういう話はなかったでしょうかと私は疑問に思っています。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。実は、今回指定管理を更新するに当たりまして地元の城山区のほうにも声をかけようかと思いましたが、事前に伯耆の国のほうになかなか管理費が結構かかるので、ちょっと今はまだよう取りまとめんというようなことも伯耆の国さんのほうを通じて聞こえてきましたので、今、光熱水費があそこの施設がちょっと受電容量が高い設定になっておりまして、もう少しそういった経費も落としてこれくらいならどうですかというところ、もう5年かけて話をしていけたらなというふうに担当課としては思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 契約電力が高いということ。

議案第93号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町森林総合利用促進施設）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第94号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第5号）。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 4ページです。詳しいことは委員会で聞きますので、ここではちょっと数字お聞きして町長に見解求めておきたいと思います。4ページの債務負担行為補正の2、変更の点です。南部町総合福祉センター「しあわせ」指定管理料、変更前が、平成26年度1,999万4,000円、変更後、26年から28年、3年間8,292万3,000円。こういうふうに債務負担行為の変更が出ています。お聞きするのは、変更前の平成26年度はわかりましたから、変更後の平成26年から28年、3年分書いてあるのですが、26年度は幾らというふうに試算してて、その違いについて町長、ちょっと見解を求めておきます。あとは委員会で審査します。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 真壁議員の質問にお答えします。全員協議会のほうでも少し触れておきましたけども、本しあわせの指定管理は社会福祉協議会のほうから3年間、24年度から25、26年度の3年間で指定管理を受けていただいております。24年度の当初予算で債務負担行為25、26年度を提出いたして、当初予算に予算計上してこの指定管理の債務負担が行われたんですけども、その24年度の当初予算で既に、真壁議員が職員の待遇改善ということをずっと求めてきておられたということは関係ないかもしれませんが、平成24年度指定審査会の後に待遇改善が行われまして、指定申請額は2,120万8,000円の申請額だったものなんですけども、それに3名の職員を正規雇用という格好にいたしまして約280万ぐらい増額して、もろもろの経費も含めて2,430万4,000円の単年当たりの指定管理料に変わっております。それに基づきまして、2年分のうちの25年度の指定管理と26年度の指定管理の債務負担が若干ここに、残額がここに残っております1,999万4,000円というものになっております。

このたび単年当たりの比較でいきますと、先ほど全員協議会でお示ししました約2,764万1,000円との差では、約300万ちょっとという格好になっております。これについては、先ほど総務課長や長尾専門員の言われたように、社会福祉協議会がスポーツ振興部門を担っていて指定管理を受け、本来の社会福祉推進の職員よりもスポーツ部門の職員が肥大しているという、そういった悩みを抱えておられて、このたび総合型スポーツクラブのほうに、スポーツという本来業務されるほうに移管したほうがいいじゃないかという協議をなされたという。そして、福祉の推進も社協自体としては専念できる。総合型スポーツクラブも拠点を持って収入も得、南部町のスポーツ振興を図っていくという、町としては2つの団体が大きく成長していくということに期待をしていますというところで、御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私が待遇改善言ったこと覚えとってくださってありがとうございます。この分が待遇改善でふえたのだと、こういうふうにおっしゃってるわけですね。

さらにもう一つ、聞きますね。そしたら、平成24、25、26の当初の債務負担の金額幾らだったのか教えてくださいね。

それでお聞きするんですけども、課長が言ってるのは、町長は人件費よりももうかるお金のほうが多いんですよと言ってるんですよ。ところが一生懸命説明してるのは、このお金全部人件費で、人件費の増に使ったんだと言ってるんですね。ちょっとお聞きしますが、そしたら、2,7

64万1,000円の指定管理料の中身は何なんですか。（「光熱水費」と呼ぶ者あり）光熱水費。いいよ、そう言うと思ったけども。それであれば、この増になってきた説明今度しないといけなくなっちゃうでしょ、変更前と変更後、これ人件費の差だって言ってるんだから。その辺の説明どうつけますか。参考までに24年から26年の3年間の債務負担行為の総額は幾らだったのかというのを教えてください。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。まず、債務負担行為の金額でございますが、24年のときにした分は先ほど伊藤課長が申しましたが、当年度分は現年度予算に組んでありますので、そのときにはあと2年間分が債務負担に上がっていると。そのときの金額が4,429万8,000円、これが25、26分として上がってるものでございます。

○議員（13番 真壁 容子君） 2年間分ね。

○総務課長（加藤 晃君） そうです。先ほど申しましたように、今年度、25年度は2,400万程度ございましたから、予算が。その分だけ減っておりまして1,999万4,000円になっているということでございます。

それから、2,764万1,000円指定管理料として上げているわけでございますが、当然、先ほど町長申しましたようにプールの利用料の関係あります。これは教室の関係ございまして、そういう分がありますので、あと出るほうとして一番大きいのは光熱水費で、これはざっと2,100万ぐらいかかっているということでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 7ページの歳入のところで、災害復旧事業債ですけれども補正が1,040万ですけれども、これは小規模の事業に対応する事業債ではないかと思いますが、小規模に対応する県の財源はこのたびの補正には入ってないようですけれども、今後入ってくる予定がありますか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほど農地の小規模の災害と言われましたが、これはそうではなくて、道路、それから、河川の災害の分でございますので、その分ではないということをまず申し上げておきます。

それから、小規模の関係の地方債の関係ですが、これは今、事業費がまだ集計中でございますので、それが出てからこれからお願いする格好になると思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 次、議案第95号、平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計補正

予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第96号、町道路線の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第97号、町道路線の変更について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） お諮りいたします。本日の上程議案についての議案説明は終わりましたが、質疑を保留したまま、会議規則第49条の規定により、10日の会議に議事を継続したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の上程議案は、10日の会議に議事を継続いたします。

---

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。（発言する者あり）もうちょっと、しばらくそれは待ってください。

また、来週9日は定刻より、本会議をもちまして一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いをいたします。以上、解散といたします。

午後3時50分散会

---